

# 携帯電話機運用要綱の制定について（例規通達）

近年の情報化の進展や科学技術の発達等社会情勢の変化に伴い、犯罪は広域化、スピード化が一層進むなど質的变化をみせている。このような情勢下で迅速かつ効率的に犯罪に対応するため、この度、所属に携帯電話機を貸与することとしたので、「携帯電話機運用要綱」を制定し、平成12年4月1日から施行することとしたから、その適正な運用を図らねたい。

なお、「ポケットベル運用要綱の制定について」（昭和61年4月25日付け富務第379号）は、廃止する。

別添

## 携帯電話機運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、突発事案発生時の初動措置体制の確立及び捜査情報の連絡等に寄与するため、所属に貸与する携帯電話機（以下「公用携帯電話機」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 貸与所属

公用携帯電話機の貸与所属（以下「所属」という。）及び貸与台数は、別途定めるものとする。

### 第3 貸与者

公用携帯電話機を貸与する者は、当該所属に勤務する警察職員のうち、所属長が貸与を必要と認めた者とする。

### 第4 準拠

公用携帯電話機の取扱いについては、「富山県警察における情報セキュリティに関する訓令」（平成30年富山県警察本部訓令第1号）及びこれに基づく規定に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第5 使用上の留意事項

- 1 公用携帯電話機の貸与を受けた者は、公用携帯電話機の機能、操作要領等について習熟するとともに、その取扱いに細心の注意を払うものとする。
- 2 公用携帯電話機を使用する場合は、簡潔的確に通話することとし、長時間にわたる通話はしないものとする。

### 第6 報告

- 1 公用携帯電話機の貸与者は、貸与にかかる公用携帯電話機を亡失し、又は毀損したときは、直ちに、所属長に報告するものとする。
- 2 所属長は、公用携帯電話機の亡失報告を受けたときは、公用携帯電話機亡失等事故報告書（様式第1号）により、速やかに警務部警務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

なお、毀損した公用携帯電話機にあつては、公用携帯電話機亡失等事故報告書に添えて提出するものとする。

- 3 警務部警務課長は、前記2の報告を受けたときは、直ちに、当該公用携帯電話機の契約解除等必要な措置をとるものとする。

## 第7 事務処理

公用携帯電話機の貸与に係る事務のうち、情報セキュリティを含む管理については、警務部情報管理課、その他の事務は、警務部警務課において処理する。

警 察 本 部 長 殿

所 属 長

公用携帯電話機亡失等事故報告書

使 用 者	課（係）階級		携帯電話番号	
	氏 名		発 生 年 月 日	
状 況				
措 置				
備 考				